

看護修学貸与
債権の放棄

「人減らし行革」進めた知事にも責任
県職員への「協力金」は強制するな



わしの恵子議員は12月13日の健康福祉委員会で、下記のように8億円にも及ぶ県民の財産が喪失することについて、次のように問題を指摘しました。



①貸付担当者が「専任」ではなかった。他の業務で残業や休日出勤までしていた。多くの職員は目の前の書類処理に精いっぱいだった。上司の管理監督も不十分であったこと。

| 看護修学資金の返還処理状況 | | |
|---------------|-------|-----------|
| 返還免除者 | 7418人 | 33億7600万円 |
| 返還者 | 2493人 | 11億2100万円 |
| 時効の援用 | 433人 | 3億3500万円 |
| 手続き困難者 | 755人 | 4億4500万円 |

喪失

一番奥 (左端) が わしの議員

として責任も問われること。

⑤第3者委員会の再発防止の提言に、「給付型奨学金など現行制度の抜本的な見直し」を言及している。看護師確保は喫緊の課題であり、その導入を積極的に進めること。

県「強制しないよう配慮、振込みが基本」

これらの指摘、質問に対し健康福祉部幹部は、「組織的に対応できるよう、専任の担当者を配置し、新たなシステム開発を行っている。会議で『強制はしない』ように徹底した。個々の振り込みが基本。この部署は行革による人員削減はされていない。制度の抜本的改善を検討する」など答えました。

②第3者委員会は職務関係者76人に道義的な責任として自主的な負担を求めている。部は、それ以外の職員(健康福祉部に在籍する役職者1200人)に対して、「組織的に起因」するとして協力金を求めているが、批判がおおい。「協力金」はあくまで強制しないように配慮が必要であること。

③長期間にわたって放置されてきたが、この間の「行政改革」で約4千人の膨大な人員が削減され、業務がきちんと処理できない職場環境にあったこと。

④時効の援用も含め約8億円の県民の貴重な財産を失ったが、民間では社長が謝る。職員を削減してきた県知事

国民健康保険
県単位化 運営委員の「公募」を

わしの議員は県国民健康保険運営協議会設置条例について、「被保険者代表には『公募による選任』の導入を求めました。

県運協は、「運営方針」や「市町村の納付金」「市町村の標準保険料」など重要事項をきめる。被保険者の視点から幅広く意見を伺うことは重要。北海道など8県で「公募」、群馬県は4名中2名を公募にしていることを指摘しました。

国の法律は決まったが地方自治体はまだ議論中、日本共産党は「今からでも引き返せ」と保険料の引上げなど問題を指摘し、運協設置条例の制定に反対しました。

また、高すぎる保険料で滞納世帯は15%と高い。国庫負担が80年代50%から3割以下に減らされている。国に増額を求めるよう要望しました。

学童
保育 子どもの発達保障
更なる財政支援を

県内に1155カ所、49、774人の学童保育。わしの議員は、働く母親が増える中で子供の成長にますます重要、だから待機児童806人と膨れ上がっていると指摘しました。

そのうえで、学童の設置基準や職員配置の状況、支援制度の充実を求めました。特に、約6千人の学童指導員は年収200万円以下が6割、「処遇改善は急務」と迫りました。

また、国は「40人以下が望ましい」というが、46%がそれを越し、定員100人以上もある、緊急通報装置の設置など安心安全の学童を求めました。

さらに、638カ所の放課後子ども教室も大切。それぞれの性格は違うがどちらも大事。県独自の施策も含め、支援の拡充を強く求めました。